

4 都市計画市素案の縦覧及び公聴会について

都市計画市素案については、次の場所で縦覧できます。また、皆様のご意見をお聴きするため、公聴会を開催しますので、公述を希望する方はお申し出ください。

(1) 都市計画市素案の縦覧及び公聴会の公述申出の受付

期 間	場 所	縦覧（受付）時間
平成23年5月25日（水）から 平成23年6月8日（水）まで （土日を除く）	横浜市建築局都市計画課 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル5階	午前8時45分から 午後5時15分まで

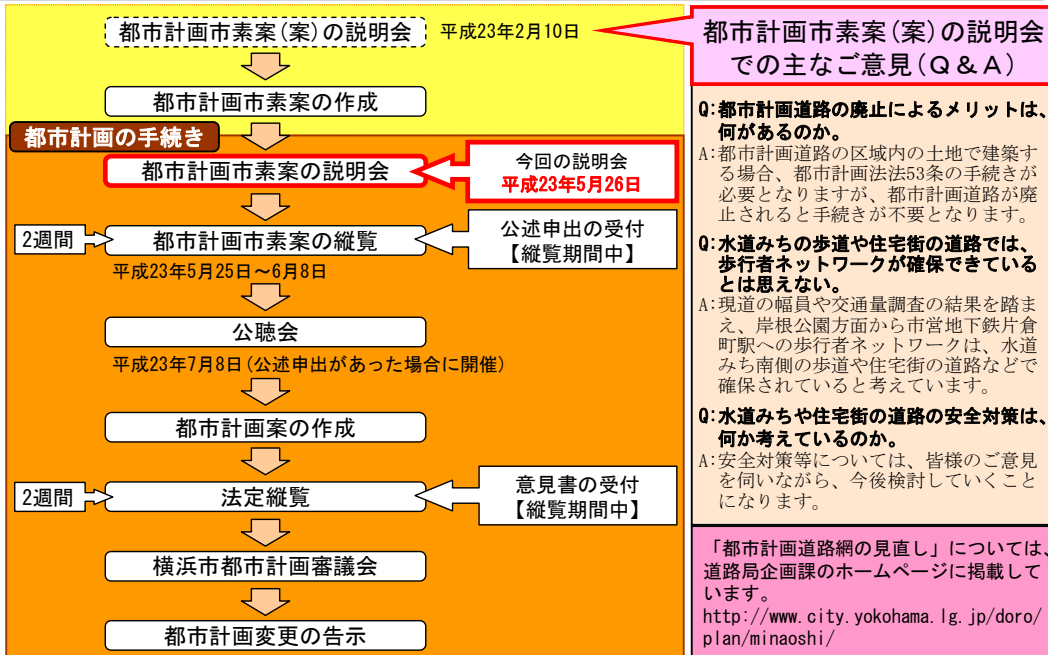
※縦覧期間中は、神奈川区役所及び港北区役所の区政推進課で、「都市計画市素案の写し」をご覧になれます。
また、都市計画課ホームページで「都市計画市素案の概要」をご覧になれます。
※公述申出書の提出は、6月8日（水）必着です。都市計画課へ持参又は郵送で提出してください。
また、都市計画課ホームページから電子申請により、公述申出をすることができます。
（公述申出書は、5月25日（水）から都市計画課、神奈川区役所及び港北区役所の区政推進課の窓口で配布します。
また、都市計画課ホームページからも入手できます。）
※10名を越えた場合は抽選を行います。

(2) 公聴会の日程及び会場 ※公述申出があった場合に開催

開 催 日	時 間（予定）	会 場
平成23年7月8日（金）	午後7時～午後9時	六角橋中学校コミュニティハウス （研修室）

※公聴会の開催の有無については、6月10日（金）以降に都市計画課へお問い合わせいただくか、都市計画課ホームページでご確認ください。
※公聴会の傍聴に事前申込は不要ですので、直接会場にお越しください。

5 都市計画の手続きについて



都市計画市素案（案）の説明会での主なご意見（Q&A）

Q: 都市計画道路の廃止によるメリットは、何があるのか。

A: 都市計画道路の区域内の土地で建築する場合、都市計画法53条の手続きが必要となりますが、都市計画道路が廃止されると手続きが不要となります。

Q: 水道みちの歩道や住宅街の道路では、歩行者ネットワークが確保できているとは思えない。

A: 現道の幅員や交通量調査の結果を踏まえ、岸根公園方面から市営地下鉄片倉町駅への歩行者ネットワークは、水道みち南側の歩道や住宅街の道路などで確保されていると考えています。

Q: 水道みちや住宅街の道路の安全対策は、何か考えているのか。

A: 安全対策等については、皆様のご意見を伺いながら、今後検討していくこととなります。

「都市計画道路網の見直し」については、道路局企画課のホームページに掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/minaoshi/>

〈計画内容について〉

道路局 企画課 都市計画道路担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL 045-671-2773 FAX 045-651-6527

〈都市計画手続きについて〉

建築局 都市計画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 J Nビル5階
TEL 045-671-2657 FAX 045-664-7707
URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>

横浜市からのお知らせ

平成23年5月



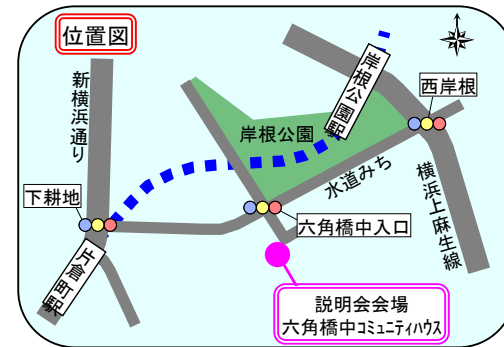
都市計画道路鶴見三ツ沢線・六角橋線の都市計画市素案について ～ 説明会を開催します ～

1 説明会の開催について

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度から将来の道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表しました。

このうち今回は、都市計画道路鶴見三ツ沢線と関連する都市計画道路六角橋線の変更を行います。つきましては、変更内容、今後の手続きなどについて説明会を開催します。

開 催 日	時 間（予定）	会 場
平成23年5月26日（木）	午後7時～午後9時	六角橋中学校コミュニティハウス （研修室）



※事前申込は不要です。直接会場にお越しください。

※横浜市からの説明は30分程度を予定しています。

その後、質疑等の時間を設けますが、質疑の状況により終了時間が早まる場合があります。

※駐車場はありません。来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

2 都市計画変更の理由

鶴見三ツ沢線は、鶴見区下末吉五丁目を起点とし、神奈川区片倉五丁目を終点とする都市計画道路で、本市市街地の幹線道路の補完を図るため昭和21年に都市計画決定されています。

このうち、岸根公園西側の六角橋中入口交差点から終点までの未整備区間については、自動車交通機能は現道の主要地方道市道鶴見駅三ツ沢線により同程度の交通機能が確保され、歩行者交通機能は現道の主要地方道市道鶴見駅三ツ沢線の南側の片側に整備された歩道や周辺の住宅街の道路等により岸根公園方面から市営地下鉄片倉町駅への歩行者交通機能が確保できることから、この区間を廃止します。

また、この廃止区間と併せて、六角橋中入口交差点から横浜上麻生線との交差点までの隣接する整備済区間についても、都市計画道路のネットワークを形成する観点から廃止します。

この結果、鶴見三ツ沢線の廃止する区間は、横浜上麻生線との交差点から終点までとなります。

六角橋線は、神奈川区西神奈川三丁目を起点とし、神奈川区片倉五丁目を終点とする都市計画道路で、郊外部の整備促進を図るため昭和24年5月に都市計画決定されています。

今回、六角橋線については、都市計画道路の連続性を確保する観点から、鶴見三ツ沢線の廃止区間の一部を区域に追加し、六角橋線の終点を神奈川区片倉五丁目に位置する片倉町交差点に変更します。

この『お知らせ』は、鶴見三ツ沢線の廃止区間のうち、六角橋中交差点から片倉町交差点までの都市計画線から概ね50mの範囲の地域の皆さまにお配りしています。

3 都市計画市素案の概要

港北区

3・4・23号鶴見三ツ沢線
廃止区間 (約1,030m)

鶴見三ツ沢線の都市計画の区域が廃止されても、
西岸根交差点から下耕地交差点までの現道の
水道みちは変わりません。

下耕地交差点

片倉町交差点

六角橋中交差点

六角橋中学校

説明会会場
六角橋中コミュニティハウス (研修室)

3・5・8号六角橋線
変更区間 (約40m)

神奈川区

【 都市計画変更の概要 】

3・4・23号鶴見三ツ沢線

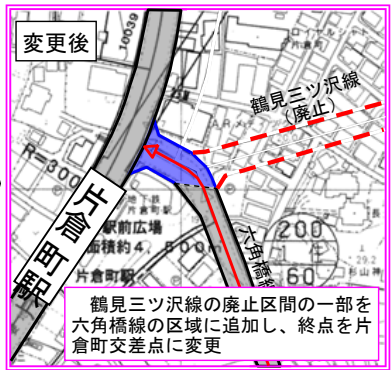
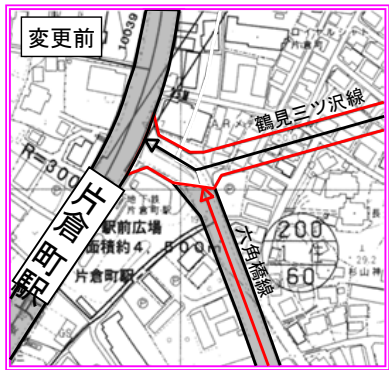
	変更前		変更後
起終点	鶴見区下末吉五丁目 ～ 神奈川区片倉五丁目	→	起終点 鶴見区下末吉五丁目 ～ 神奈川区六角橋六丁目
延長	約6,390m	→	延長 約5,360m
車線数	未決定	→	車線数 2車線

3・5・8号六角橋線

	変更前		変更後
起終点	神奈川区西神奈川三丁目 ～ 神奈川区片倉五丁目	→	起終点 神奈川区西神奈川三丁目 ～ 神奈川区片倉五丁目
延長	約1,880m	→	延長 約1,920m
車線数	未決定	→	車線数 2車線

【 変更区間の拡大図 】

凡例
六角橋線の変更区間



鶴見三ツ沢線の廃止区間の一部を
六角橋線の区域に追加し、終点を片
倉町交差点に変更

【 今回の都市計画変更に伴う関連事項について 】

◎建築許可について

都市計画施設の区域内で家屋等の建築を行う場合、都市計画法第53条の許可を得る必要がありますが、今回の都市計画変更の手続きにより、都市計画施設の区域から除外された場合は、この許可を得る必要は無くなります。

◎用途地域について

今回廃止する区間には、沿道型の用途地域等が指定されていますが、沿道の土地利用等を調査した結果、既に現行用途地域等に基づく土地利用が進んでいることを考慮し、現行の用途地域等の変更は行わない予定です。

【 凡例 】

	鶴見三ツ沢線の廃止区間
	整備済みの都市計画道路
	未整備の都市計画道路
	事業中の都市計画道路
	水道みち (主要地方道市道鶴見駅三ツ沢線)
	主な現道